

Monthly Association  
Construction  
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

# 会報

2021 5  
No.559

現場見学会

[令和2年10月15日(木)]  
宮崎県立宮崎工業高等学校  
建築科 1年生 34人



一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

# 目次 CONTENTS

●令和3年5月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 宮崎県建設業政治連盟より次期衆議院議員を推薦	3
2. 農林水産省農村振興局と農業土木委員会との意見交換会を開催	4
3. 令和3年度宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について	5
4. 令和3年度宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」について	6
5. 令和3年度テレビCM放送のご案内	7
●雇用改善コーナー	
1. 令和3年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	8
2. 令和4年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	9
●建退共	
1. 建退共制度の利用に際しての留意事項	11
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）	11
●技士会	
1. 令和3年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内	12
2. 令和3年度「監理技術者講習」についてのお知らせ	13
3. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集について	13
●事業協同組合	
立替決済サービス（株）ランドデータバンクのご案内	14
●建災防	
1. 令和3年度上半期（4月～9月）講習会の案内	17
2. 令和2年に県内で発生した死亡災害	18
3. 「はしごを使う前に/脚立を使う前に」について	19
●火薬協会	
火薬関係保安講習会の受講申込受付中！	21
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）	22
2. 中間前払金制度のご案内	23
●建設業情報管理センターからのお知らせ	24
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
<法定外労災補償制度>建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	25

# 令和3年5月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	土			
2	日			
3	月	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	火	みどりの日	みどりの日	みどりの日
5	水	こどもの日	こどもの日	こどもの日
6	木		足場の組立て等の業務に係る特別教育(清武)	
7	金		小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転の業務に係る特別教育(延岡 8日まで)	
8	土			
9	日			
10	月			
11	火	県協会 理事会(書面決議) 技士会 総会(書面決議)	足場の組立て等作業主任者技能講習(延岡 12日まで) 建災防代議員会(書面決議)	組合 理事会(書面決議) 火薬保安協会代議員会(書面決議)
12	水	全国技士会定時理事会(WEB会議)		
13	木		車両系建設機械(解体用)運転技能講習(清武)	
14	金	延岡地区協会 総会	ローラーの運転の業務に係る特別教育(清武 15日まで)	
15	土			
16	日	大淀川・小丸川総合水防演習		
17	月	一級土木施工管理技術検定講習会(19日まで)		
18	火		職長・安全衛生責任者教育(清武 19日まで)	
19	水			
20	木		足場の点検実務者研修(延岡)	
21	金		高所作業車運転技能講習(延岡 22日まで)	
22	土			
23	日			
24	月	一級土木施工管理技術検定講習会(26日まで)	防災団体連絡協議会(宮崎)	
25	火	県協会 総会(書面決議) 県協会 常務理事会及び県との意見交換会	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習(清武 27日まで)	組合 総会
26	水	全国技士会 総会(WEB会議)		
27	木			
28	金		車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習(清武 29日まで)	
29	土			
30	日			
31	月			

## 県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
2021.4.1付 宮崎県建設業協会 ～働き方改革対策に向けた週休2日制度を推進していきます～	宮 崎 県 建 設 業 協 会	PDF

## 会員の異動状況

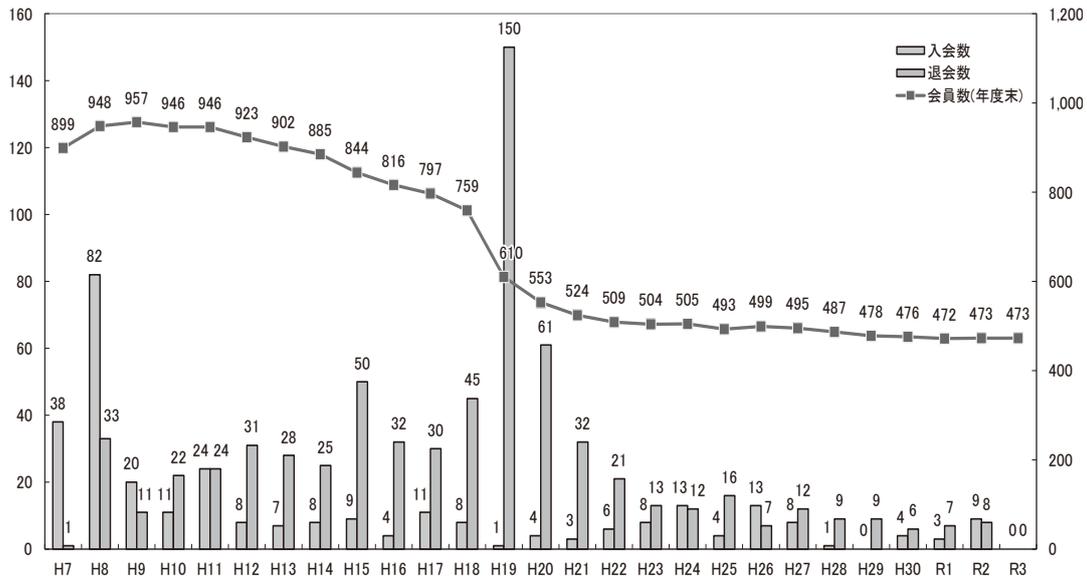
【代表者、組織、所在地等】

地区名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	神 野 建 設 (有)	代 表 者	神野 俊吉	神野 和平
宮 崎	(株) 大 成 技 建	住 所	宮崎市宮田町2番29号	宮崎市宮田町2番25号
小 林	(株) 桑 原 建 設	代 表 者	桑原 一喜	桑原 喜一郎
小 林	(株) 淵 上 組	代 表 者	淵上 鉄一	淵上 定一郎
小 林	(株) 弥 永 緑 地 建 設	代 表 者	弥永 俊広	弥永 重俊
小 林	(株) 山 本 組	代 表 者	角井 修一	鳥井 美三男
高 鍋	(株) 河 北	代 表 者	河野 宏介	河野 幸治

【3月退会】

地区名	会 社 名	代 表 者 名
日 南	船 上 建 設 (株)	船上 聖一郎
高千穂	(株) 佐 藤 興 業	佐藤 文則

## 宮崎県建設業協会員数の推移



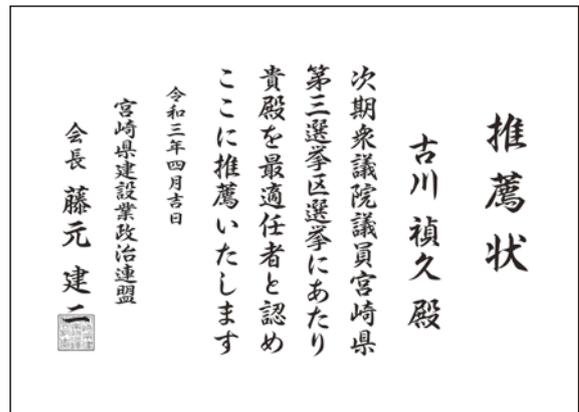
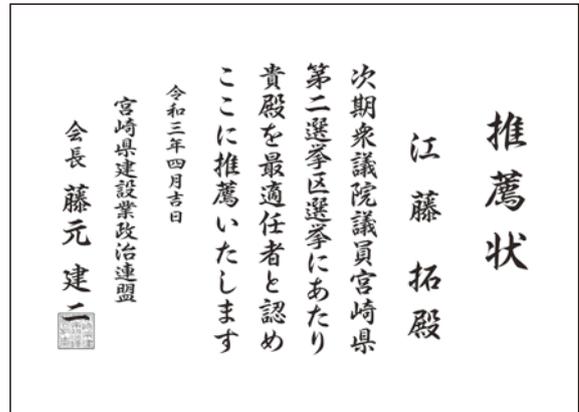
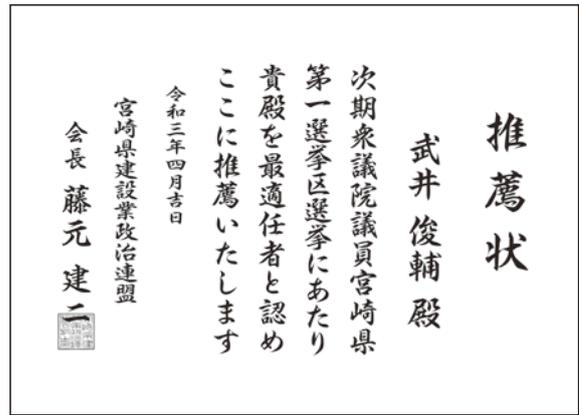
年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	0
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	0
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	473

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R3は4.26現在

# 宮崎県建設業協会

## 1. 宮崎県建設業政治連盟より次期衆議院議員を推薦

宮崎県建設業政治連盟は、第49回衆議院議員選挙で自由民主党所属の宮崎県第一選挙区 武井俊輔先生、第二選挙区 江藤拓先生、第三選挙区 古川禎久先生を推薦することを決定した。それに伴い藤元会長が4月2日に武井先生、7日江藤先生、13日古川先生に推薦状を手渡した。



## 2. 農林水産省農村振興局と農業土木委員会との意見交換会を開催

3月23日（火）に宮崎県防災庁舎にて農林水産省農村振興局と農業土木委員会との意見交換会が開催された。開会では、農林水産省農村振興局整備部設計課施行企画調整室志村室長と本部農業土木委員長による挨拶が行われた。

意見交換では、農水省より土地改良工事の積算等に関する改善策として、工事現場の条件と合わない歩掛の見直し、国交省と類似工種の諸経費率の統一、農家調整に係る経費の新設等について説明が行われた。また、本会の農業土木委員からは現場と設計図面の乖離の解消や施工単価の見直し、柔軟な繰越方法の検討などの要望を行った。



志村室長挨拶



本部委員長挨拶



農林水産省農村振興局との意見交換会

### 3. 令和3年度宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について



**若年者を雇用する企業を応援します!!**  
**宮崎県**  
**建設産業若年入職者確保**  
**定着支援事業**



<b>事業目的</b>	将来の建設産業を支える担い手が不足していることから、若年求職者(研修生)を新規に雇用し、現場実習(OJT)や集合研修(OFF-JT)を組み合わせて実施することにより、建設業に必要な知識、技能を習得させ、正規雇用としての定着に結び付けることを目的とする。
<b>対象者</b>	失業中の40歳未満で、県内の建設業事業所(候補事業所)に新規に正規雇用された建設技能者及び技術者の13人(先着順) <small>※応募申請前に雇用された者は除く</small>
<b>助成対象経費</b>	(1)雇用した研修生の人件費 (2)事業主負担分の社会保険料(健康保険、厚生年金保険)雇用保険料等 (3)集合研修(OFF-JT)に係る研修費 <small>※受講料、テキスト代、交通費・宿泊費等を含む</small>
<b>助成額</b>	(1)助成率:対象経費の1/2以内 (2)助成額:最長5か月、上限65万円
<b>上記の助成金を受給するには</b>	研修生に対し、職場実習(OJT)及び集合研修(OFF-JT)を組み合わせた人材育成を行う必要があります。
<b>申請できる事業所</b>	(1)宮崎県内に本店を有する建設業許可業者であること (2)社会保険(健康保険、厚生年金保険)、雇用保険に加入していること等
<b>受付期間</b>	令和3年5月6日から随時 (持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで) <small>注意:13人の雇用または事業予算に到達した時点で終了します。</small>
<b>応募方法</b>	申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送する。 <small>※実施要領の内容をご覧ください。</small>

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社)宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

---

**(一社)宮崎県建設業協会**

電話:0985-22-7171  
<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

## 4. 令和3年度宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」について



外国人を雇用する企業を応援します!!

宮崎県

# 建設産業外国人材 確保支援事業



<b>補助対象者</b>	宮崎県内に本店がある 建設業者(建設業許可を有すること)
<b>補助対象経費</b>	<p>当該年度3月10日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。ただし、3月10日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 旅費・受講費</li> <li>2. 通訳費</li> <li>3. 在留資格申請費</li> <li>4. 人材紹介費</li> <li>5. 出展費・説明会等参加費</li> <li>6. 研修費</li> <li>7. その他</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※研修費について 入社前3か月から入社後1年以内に実施する研修かつ当該年度内に修了するものに限る</p> </div>
<b>補助対象 在留資格</b>	<p>●高度専門職または特定技能1号・2号及び専門的な知識や技術を有する高度技術保有外国人材 (例:土木施工管理技士、建築施工管理技士、技能労働者) ※技能実習生は補助対象外です。</p>
<b>補助額</b>	助成対象経費の1/2以内(一社当たり上限額20万円)
<b>対象者の限度</b>	1事業者当たり年1回のみ(通算上限2回まで)
<b>受付期間</b>	<p>令和3年5月6日から令和4年2月末日まで (持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで) 注意:事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します。 御了承ください ※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。</p>
<b>その他の条件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税・地方消費税は対象外。</li> <li>・補助金の交付は事業計画申請受付順とし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</li> <li>・補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを行ったものに限る。</li> </ul>

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社)宮崎県建設業協会  
または宮崎県のホームページをご覧ください。

---

**(一社) 宮崎県建設業協会**

電話: 0985-22-7171  
<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

## 5. 令和3年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

### 令和3年度放送日のご案内

#### ◆ CM 展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和3年4月3日(土)から  
令和4年2月26日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送  
○UMK ニュースの放送帯(毎週土曜 17:30～17:56)  
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送  
◇第1部「夢を抱いた日」篇  
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇  
◇第3部「未来へ」篇

#### ◆ CM 展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和3年4月3日(土)から  
令和4年2月26日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送  
○MRT ニュース Plus の放送帯(毎週土曜 18:50～19:00)  
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送  
◇第1部「夢を抱いた日」篇  
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇  
◇第3部「未来へ」篇

#### ◆ CM 展開③ ～シネアドCM 広告～

1. 放送期間 令和3年10月1日(金)～令和4年3月31日(木)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による  
橋梁が完成するまでの15秒CM 1ヶ月約1,350本  
9スクリーン 年間動員数 約65万人

YouTube  
チャンネル  
あります!



宮崎県建設業協会  
イメージキャラクター「オジギビット」

# 雇用改善コーナー

## 1. 令和3年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発 0107 第 4 号  
開発 0107 第 11 号  
令和 3 年 1 月 7 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長  
(公印省略)  
厚生労働省人材開発統括官  
(公印省略)

### 令和3年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度の大学等卒業予定者の就職・採用活動に当たっては、関係府省、大学等において議論を行い、令和2年度と同様に、企業等においては、令和2年3月31日に政府（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の局長級等で構成される関係省庁連絡会議）から貴職に対する「2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「要請」という。）により、また大学等（大学等関係団体で構成される職業問題懇談会）においては、同年3月16日に「2021年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始することを求めているところです。

上記を踏まえ、厚生労働省としては、令和3年度の大学等卒業予定者の適正な就職・採用活動が行われるよう、採用維持・促進、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

については、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

### 記

#### 1 求人票の展示・公開時期等

令和3年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

##### (1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和3年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和3年4月1日以降に展示・公開する。

これに伴い、該当求人申込みの受理開始は令和3年2月1日以降とする。また、該当求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も該当求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得る。

##### (2) 求人情報、ガイドブック等の作成について

大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和3年4月1日以降とする。

##### (3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。なお、開催に当たっては新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底するとともに、必要に応じてオンラインを活用する。

##### (4) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

要請及び申合せは、令和3年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

#### 2 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、公平・公正で透明な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ①男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ②学生等の意思に反して就職活動の修了を強要するようなハラスメント的な行為等を行わず、学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ③応募者に広く門戸を開き、応募者の適正・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと
- ④募集の中止、募集人員の消滅、採用内定取消し及び入職時期繰下げが生じないように、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多彩な選考・採用機会の拡大に努めること
- ⑥大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること

## 2. 令和4年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

2 文科初第 1695 号  
職発 0210 第 10 号  
開発 0210 第 3 号  
令和 3 年 2 月 10 日

主要経済団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
瀧本 寛  
(公印省略)

厚生労働省職業安定局長  
田中 誠二  
(公印省略)

厚生労働省人材開発統括官  
小林 洋司  
(公印省略)

### 令和4年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について (通知)

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和2年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和3年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び接遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一時的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（新規義務教育学校卒業者及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規卒者をめぐる就職環境は、令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定率（文部科学省調査）は80.4%となっておりますが、地域差もあることから、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大が与える影響により一層注意する必要があります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が数多にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就職を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和4年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

### 記

#### 第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

##### 1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、令和4年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和3年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

(2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和3年9月5日（沖縄県については令和3年8月30日）以降となるようにすること。

## 雇用改善

- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和3年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

### 2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提示を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業を活用する場合は、この限りではない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。
  - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
    - (ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和3年6月1日から開始するものとする。
    - (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和3年7月1日から開始するものとする。

#### イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和3年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和3年7月1日から開始するものとする。
- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和3年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和3年7月1日から行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

### 3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和4年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

### 4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

### 6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、オンラインの活用による過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

## 第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

### 1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和3年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

- (3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1（2）から（4）までの取扱いと同様とすること。

### 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

# 建退共 ■ ■

## 1. 建退共制度の利用に際しての留意事項

建退共制度の利用に当たっては、下記の7点にご留意ください。

建退共制度は、建設現場で働く方々のために『国が創設した退職金制度』です。  
建退共制度を上手に利用し、建設労働者の福祉向上を図って優秀な人材を確保しましょう！

### ① 共済証紙の購入について

公共工事・民間工事を問わず、共済証紙を購入してください。  
購入する額は、元請・下請を含めた対象労働者と就労日数を的確に把握したうえで、それに応じた額を購入してください。  
把握が困難な場合には、「共済証紙購入の考え方について」（建退共ホームページ）を活用してください。

### ② 元請事業主から下請事業主への現物（共済証紙）交付について

元請事業主は、工事に従事する下請の労働者の延人数と就労日数に対応する額の共済証紙を下請へ現物交付してください。

### ③ 掛金の負担について

退職金の元となる掛金（証紙の購入）は、工事契約額に含まれています（公共工事の場合）。  
この掛金は、事業主が全額を負担することになっていますので、給与天引き等で、一部でも被共済者に負担させることはできません。

### ④ 共済証紙状況の確認について

便宜上、共済契約者が共済手帳を保管している場合は、証紙貼付時（少なくとも賃金の支払いの都度）に、被共済者本人に共済証紙の貼付状況を確認させてください。

### ⑤ 共済手帳の更新について

公共工事・民間工事を問わず共済手帳に共済証紙を貼付してください。  
また、共済手帳250日分貼り終えたら、すみやかに更新手続きを行ってください。

### ⑥ 被共済者が退職した場合について

被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡ししてください。  
また、退職金の受給資格を有する被共済者に対しましては、退職金請求のご指導をお願いします。

### ⑦ 建設業退職金共済制度の加入について

役員報酬を受けている者や事務専用社員、中退共・清退共・林退共に加入している人は、加入することはできません。  
また、被共済者の方が、代表者又は役員報酬を受けることになったときは、引き続き被共済者であることはできませんので退職金請求の手続きを行ってください。

## 2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)		
				件数(件)	金額(円)			
1月末計	2,581	30,772						
加 入	3	82						
脱 退	11	79						
2月末計	2,573	30,775						
			2月分	782	62	53,482,071	前月分	47,407
			今年度総累計 (2020年4月~2月)	9,709	921	811,822,807	当年度 累 計	721,895

# 技士会 ■ ■

## 1. 令和3年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備 講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定準備講習会に、1級に16名、2級に17名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。

宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、またどこよりも安価で受講者に好評をいただいております。

講習会の令和3年度の日程等につきまして、次表のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

なお、令和3年4月から技術検定制度の見直しにより「技士補」が創設されます。

### 日 程 【1級第1次検定講習 6日間】

令和3年5月17日(月)～5月19日(水) 令和3年5月24日(月)～5月26日(水)

### 【実力テスト講習 2日間】

令和3年6月1日(火)～6月2日(水)

### 【第2次検定講習 4日間】

令和3年9月2日(木)～9月3日(金) 令和3年9月9日(木)～9月10日(金)

### 【2級第1次・第2次検定講習 6日間】

令和3年7月19日(月)～7月21日(水) 令和3年7月28日(水)～7月30日(金)

### 【実力テスト講習 2日間】

令和3年9月16日(木)～9月17日(金)

場 所 宮崎県建設会館 宮崎市橋通東2丁目9番19号

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-331-4696 または各地区建設業協会

### 資格取得等に要する経費(受検料・受講料)の 一部補助のお知らせ

宮崎県建設産業若年技術者等資格取得支援事業  
受検料、講座受講料(教材含む)が対象になります。詳しくは宮崎県建設技術推進機構へ

電話 0985-20-1830



## 2. 令和3年度「監理技術者講習」についてのお知らせ

令和2年度の（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は11月6日（金）で終了しました。本年度の受講者は新型コロナウイルス感染拡大防止の関係で自宅学習となった5月を含め、7月、9月、10月、11月合計で211名となっており、昨年より43名増加しております。技士会の監理技術者講習は、経験豊かな講師による対面式講習会となっており、大変好評を得ておりますので、令和3年に講習を予定されている方はぜひ技士会の講習会をお願い致します。

日	程	場	所
令和3年	4月26日(月)	宮崎県	建設会館
令和3年	6月9日(水)	〃	
令和3年	6月30日(水)	延岡	建設会館
令和3年	8月4日(水)	宮崎県	建設会館
令和3年	9月22日(水)	都城	建設会館
令和3年	10月6日(水)	延岡	建設会館
令和3年	11月10日(水)	宮崎県	建設会館

また、受講の期限が前回受講から5年後の12月31日まで有効となりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可能となります。

なお、令和3年度の予定は、表のとおりです。

### 監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額4,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年の1月1日から5年以内に国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

## 3. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集について

宮崎県土木施工管理技士会では、（一社）日本UAS産業振興協議会（JUIDA）の認定を受けているドローンアビエーション（株式会社ムカサ企画室運営ドローンスクール）と共催して、JUIDA認定のドローンスクールを開催いたします。

講習期間 4日間 随時受付 費用 会員 230,000円

詳細は、宮崎県土木施工管理技士会へお問い合わせください。

電話 0985-31-4696

# 事業協同組合 ■ ■

立替決済サービス (株)ランドデータバンクのご案内

LAND  
DATA  
BANK

新しい時代に '次世代' 金融プラットフォームを

## 「建設業界」に特化した New! 立替決済サービス登場!

(2020年9月1日 正式登録開始、10月1日 立替開始) \*1

登録受付中!

スピーディな  
立替

担保・債務保証  
不要

シンプルな  
一律手数料

ポイント!

売り手/買い手  
双方にメリット

✓ 建設会社様の資材購入費や外注費をスピーディに立替、  
完工後にお支払い ・工事当たり500万円～1億円の立替 \*2 \*3 \*6

✓ 担保や債務保証、財務諸表の提出は不要 <独自審査>

✓ シンプルでわかりやすい一律の手数料

・建設会社様、資材会社様 (又は協力会社様) 双方に立替手数料をご負担頂きます。  
手数料は建設会社様1.0%、資材会社様等1.0%です。\*4  
・手数料以外の入会金、年会費は無料です。



株式会社ランドデータバンク  
www.ldb.co.jp/





# 組合

## よくあるご質問

**Q1 立替の対象は何ですか？ また、立替金額に制限はありますか？**

立替の対象は、お申込み頂いた工事に関する資機材のみのお支払いでも、資機材を含めた請負契約を行う予定の建設会社様へのお支払いでも可能です。立替の金額は工事当たり500万円～1億円です。1億円を超える場合は別途ご相談ください。

**Q2 立替工事の種類等に制限はありますか？**

<建設会社様> 立替対象の工事は、土木、建築など建設工事全般ですが、戸建て建築は含みません。また、個人事業主様は対象としておりません。  
<資材会社様> 戸建て建築資材は対象としていません。また、個人事業主様は対象としておりません。

**Q3 どの資材会社・協力会社との取引にも利用できますか？**

本サービスは建設会社様とその取引先双方の申込みが必要となります。  
例えば、お客様が元請施工会社様の場合には、お取引をされる資材会社様、協力会社様も本サービスをご利用いただけます。  
お取引先をお教えいただければ、弊社から本サービス内容、必要なお手続きについてご説明させていただくことも可能です。

**Q4 利用手続きはどの様に行ったら良いですか？**

サービス利用までの流れは以下になります。  
<建設会社様> ①利用登録 → ②工事登録 → 立替利用開始 となります。  
履歴事項全部証明書、本人確認資料の写し、工事契約書をご準備頂くだけで簡単に申込みができます。  
<資材会社様、協力会社様> ①利用登録のみ → 立替利用開始 となります。

**Q5 審査はどのようにおこなわれますか？**

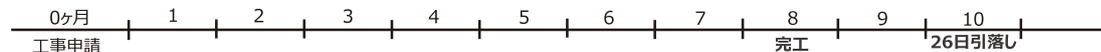
弊社および提携会社により審査を実施致します。審査により、申込や立替ができない場合があります。

**Q6 立替による入金時期はいつになりますか？（資材会社様、協力会社様への入金）**

立替取引の当社への申請時期とそれに基づく立替金の資材会社様又は協力会社様への入金時期は以下の通りです。  
◀月2回のタイミングで入金となります▶  
・立替申請 15日締め、月末日入金 ・立替申請 月末締め、15日入金  
\*支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日での入金となります。  
\*立替申請の締め日は、土日祝の場合でも、建設会社様、及び資材会社様・協力会社様の双方の対応が完了することで当日の処理が可能です。

**Q7 引落し（立替をおこなった金額）の時期はいつになりますか？**

立替をおこなった金額の引落しは、完工月の月末締め、翌々月26日となります。立替期間は工事申請の翌月（工事登録）から最大10か月です。工事申請の翌月（工事登録）から8か月までに完工となるように工程をご調整ください。



**Q8 入会金や年会費はありますか？**

本サービスご利用の際の入会金、年会費は無料です。  
利用手数料が必要となりますが、立替金額や期間に関わらず一律となります。\*手数料は、時期により変更となる可能性があります。

**Q9 資材会社や協力会社からの、立替対象取引の請求先はどこになりますか？**

資材会社様や協力会社様からの立替対象取引の請求先は、これまで通り建設会社様となります。  
資材会社様や協力会社様から発行頂いた請求書を弊社システムにご登録後に、弊社が立替払いを行います。

**Q10 システムを使用している登録や経理処理等のやり方がよくわからない。**

ご利用の際のシステム利用方法や経理処理（建設会社様、資材会社様及び協力会社様）がご不明な場合は、弊社の営業担当よりご説明の上、お手続きのご支援させていただきます。

# 建災防

## 1. 令和3年度 上半期（4月～9月）講習会の案内

	講習名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	下半期(10月～3月)の予定
作業主任者	足場の組立て等作業主任者	20～21 清武	11～12 延岡		6～7 清武	31～9/1 延岡		12月に清武で開催
	型枠支保工の組立て等作業主任者				20～21 清武			10月に延岡で開催
	地山の掘削等作業主任者		25～27 清武		27～29 延岡			10月に清武で開催
	木造建築物の組立て等作業主任者					24～25 清武		
	鉄骨の組立て等作業主任者			22～23 清武				
	コンクリート造の解体等作業主任者					17～18 清武		
特別教育・一般教育	職長・安全衛生責任者教育	13～14 延岡	18～19 清武	1～2 清武	13～14 延岡	3～4 清武	15～16 清武	10月～11月に延岡、清武で開催
	職長・安全衛生責任者能力向上教育					10 清武		
	現場管理者統括管理講習							11月に清武で開催
	足場の組立等特別教育		6 清武	8 清武	15 清武	19 延岡		
	足場の点検実務者研修		20 延岡	15 清武				
	フルハーネス型安全帯特別教育	7延岡 15清武		3 清武	1 延岡	5 清武	22 清武	
	斜面の点検者安全教育			24 清武		26 延岡		
	ダイオキシン類従事者特別教育							10月に清武で開催
	熱中症予防指導員管理者研修			17延岡 29清武				
	振動工具取扱い従事者教育						30 清武	
	丸のこ等取扱い従事者教育						14 清武	
	酸欠・硫化水素作業特別教育						2 清武	
	自由研削砥石の取替の特別教育						8 延岡	11月に清武で開催
車両系建設機械	小型車両系(整地・掘削等)特別教育	9～10 清武	7～8 延岡	4～5 清武	9～10 清武	6～7 延岡		10月～2月に清武、延岡で開催
	ローラーの運転特別教育		14～15 清武		2～3 延岡		24～25 清武	11月に清武で開催
	車両系(整地・掘削等)技能講習	27～28 延岡	28～29 清武	18～19 清武	30～31 清武	27～28 延岡	10～11 清武	10月～3月に清武、延岡で開催
	高所作業車運転技能講習	23～24 清武	21～22 延岡	11～12 清武	16～17 清武	20～21 延岡	3～4 清武	10月～2月に清武、延岡で開催
	車両系(解体用)技能講習		13 清武		8 清武		7 延岡	11月に清武で開催
	不整地運搬車運転技能講習	16～17 清武		25～26 延岡			17～18 清武	11月に清武で開催

## 2. 令和2年に県内で発生した死亡災害（宮崎労働局資料）

○付きの番号は建設業で発生したものの

宮崎労働局

令和3年3月25日現在

番号	災害発生月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
①	1月	激突され	掘削用機械	土木事業	男	40代	3年	転圧機（重量70kg）を法面下に降ろすため、ドラグショベル（ロングアームのアタッチメントを装着）のバケットとアームの間にワイヤーを掛けて転圧機を吊り上げ、移動していたところ、ドラグショベルが転倒した。その結果、転圧機の荷下ろし作業のため、法面下で待機していた被災者にドラグショベルのバケットが激突した。
2	1月	はさまれ、巻き込まれ	フォークリフト	道路貨物運送業	男	50代	1年	足場材を積載させたトラックを配送先の会社敷地内に被災者は停車させた。その後、配送先の労働者と足場材の荷下ろし作業を行っていたところ、配送先の労働者が運転するフォークリフトのフォークとトラックに被災者は挟まれた。
③	4月	激突され	その他の建設機械等	建築事業	男	50代	22年	建築現場において、基礎部分のコンクリート打設作業を行っていたところ、生コン打設用に使用していたコンクリートポンプ車の第2ブームが折損し、打設場所の均し作業を行っていた被災者にブームが激突した。
④	5月	墜落・転落	作業床、歩み板	建築事業	男	70代	30年	牛舎建築現場において、合掌組みを被災者は行っていた。横桁にかけ渡した足場板上で隣の横桁間にかけ渡す足場板を移動させていたところ、足を踏み外し、約3.3メートル墜落した。
5	5月	墜落・転落	荷姿の物	道路貨物運送業	男	60代	28年	倉庫の出荷口に停車したバルク車（飼料運搬車）の運転席に右耳から血を流し、横たわった被災者を同僚が発見した。倉庫内で4段積まれたフレコンバックの上に、フォークリフトに装着したアタッチメントの先端が置かれていたことから、フレコンバックの最上部（高さ約3.3m）に登る最中又は最上部で作業中に被災者は転落し、倉庫床面で頭部を強打したものと推定する。
6	6月	交通事故	トラック	道路貨物運送業	男	60代	30年	志布志港でコンテナ積みトラックに荷物を積んだ被災者が会社へ戻るため都城志布志道路（自動車専用道路）を走行中、中央分離帯を越えて反対車線（被災者側車線）にはみ出てきたトラックと正面衝突した。
7	7月	激突され	立木等	林業	男	50代	5年	杉・ヒノキの皆伐作業現場において、伐採作業を行っていた被災者のチェーンソーの音が聞こえなかったため、同僚が行ってみると、倒れている被災者を見つけた。杉を伐倒した際、既に倒した伐倒木に接触し、その反動で伐倒木の元口が跳ね上がり、被災者に激突したものと推定する。
8	7月	はさまれ、巻き込まれ	コンベア	木材・製品製造業	男	20代	10年	のこ屑を溜めるサイロに入り、のこ屑の払い出し作業をしていた被災者がサイロ内の下部で稼働しているスクリュウコンベアに右腕を巻き込まれた状態で同僚が発見された。
⑨	7月	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	建築事業	男	60代	3年	農業用ビニールハウスの補強工事で、屋外で金物加工、コーキング及び補強取付作業を行っていた被害者が熱中症に罹患した。被災者は8時から作業を開始し、14時40分頃に重症化した状態で発見され、同日死亡した。当日の天気は晴れて、県内は猛暑日であった。
10	8月	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	その他の商業	男	30代	2年	専用の農業機械で飼料用の稲を被災者は収穫及びラッピングしていた。作業終了時刻後、農業機械のチャンパー部に挟まれている被災者を同僚が発見した。
⑪	9月	崩壊・倒壊	地山・岩石	土木事業	男	20代	9ヶ月	台風災害に対応するため、会社事務所に被害者と同僚1名が待機していたところ、山の斜面が崩壊し、土砂で会社事務所が川に流された。川床の土砂の中から被害者は発見されたものの、同僚は行方不明である。
12	12月	転倒	トラック	畜産業	男	30代	11年	乳牛を運搬車の荷台から降ろす作業を被災者は行っていた。運搬車の後部で乳牛が立ち止まったため、傾斜25度のスロープ上で被災者は手綱を引っ張っていたところ、乳牛が急に前進し、その反動で被災者はバランスを崩し、転倒した。転倒した際、被災者は地面で後頭部を強打した。
13	12月	転倒	フォークリフト	土石採取業	男	70代	40年	フォークリフトを運転し、被災者はコンクリートブロック（高さ約1m幅約1m×奥行約1m、重量約2t）を運搬していた。勾配約10度の斜面をバックしていたところ、フォークリフトが法面に乗り上げ、横転し、被災者は運転席から投げ出された。



# 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

## 作業前 10 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日 天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する  
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上の作業時は、墜落制止用具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

# 火薬協会

## 火薬関係保安講習会の受講申込受付中！

### (1) 保安講習の実施方法

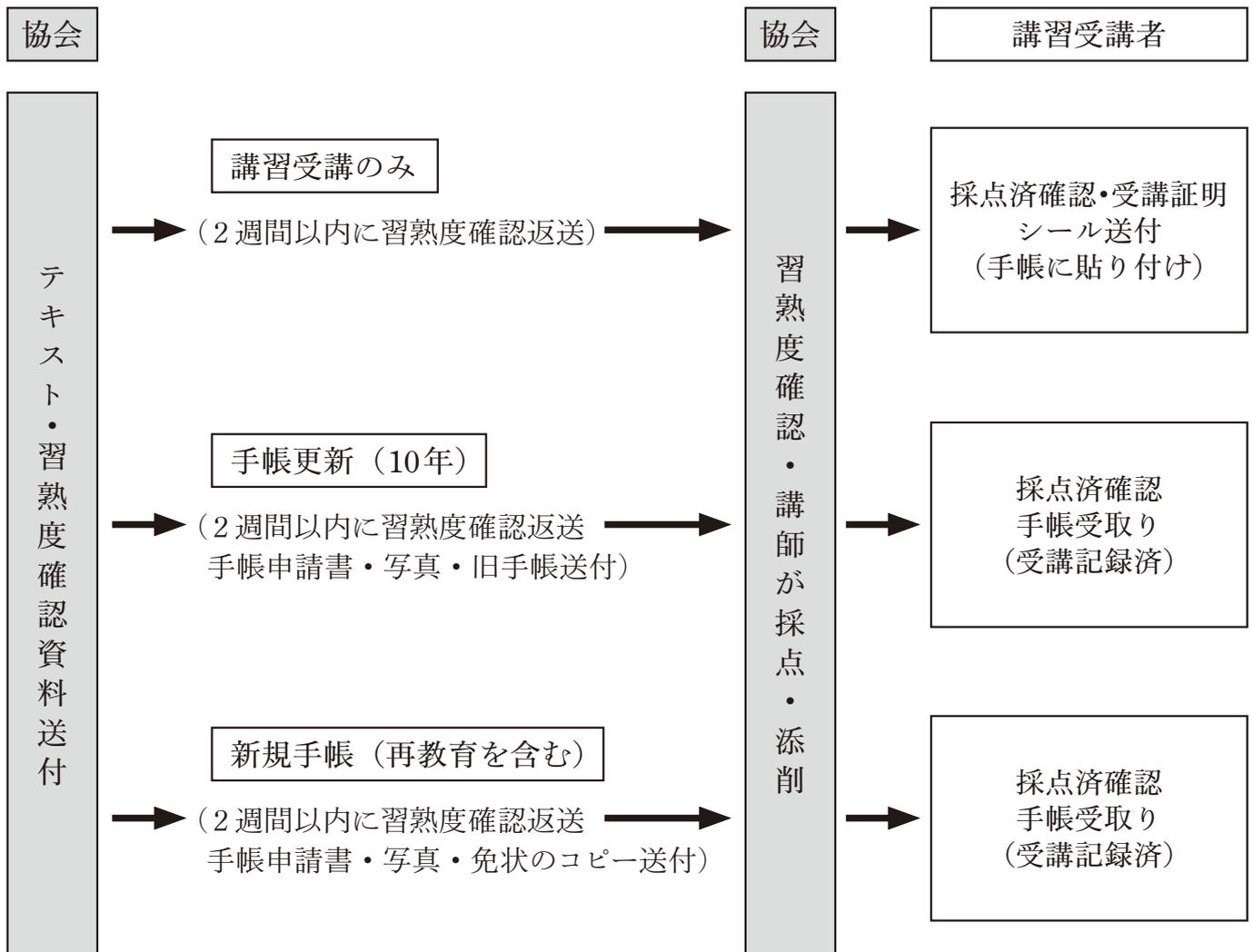
各種保安講習会は、昨年と同様に、会場を用いた従来の講習会形式ではなく、「習熟度確認等を含めた自宅学習」方式による講習を実施中です。

すでに5月中の申し込み数が限度数に達していますので、今後受講を希望する方は6月から11月間の希望月を指定して申し込みをしてください。

各希望月までにテキスト等関係書類を事業所または自宅等に送付しますので、内容を確認の上、提出文書の送付をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急的な措置で受講者にご迷惑をかけますがよろしくお願ひします。不明な点については、事務局に直接電話照会して下さい。

### (2) 令和3年火薬関係講習自宅学習方式のチャートについて



# 保証会社

## 1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（令和3年3月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

### I. 全般の状況

(単位:件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和2年度	358	▲ 1.9	16,113	9.0	4,173	▲ 1.7	166,206	17.7
令和元年度	365	▲ 13.1	14,782	26.1	4,247	0.4	141,249	17.8
平成30年度	420	▲ 6.5	11,718	▲ 30.6	4,231	▲ 1.6	119,878	0.1
平成29年度	449	2.0	16,884	36.8	4,299	▲ 8.3	119,706	▲ 6.6

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

### II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

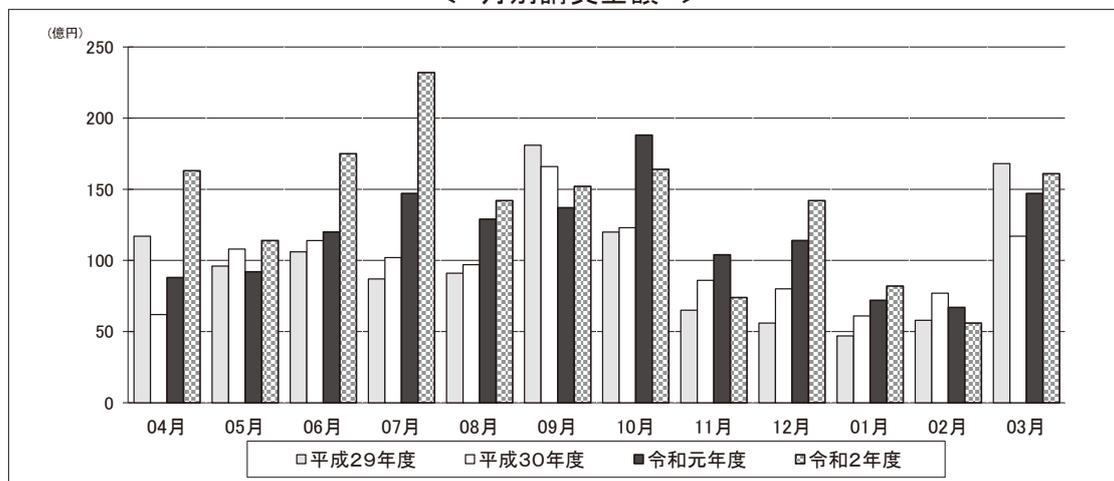
発注者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	27	35.0	1,862	121.0	295	▲ 1.7	31,574	27.8
独立行政法人等	1	<	15	<	39	77.3	3,788	41.7
県	255	▲ 1.9	11,582	2.6	1,667	▲ 2.0	76,177	24.2
市町村	69	▲ 14.8	1,903	▲ 21.3	2,139	▲ 2.3	51,115	0.0
その他	6	50.0	750	219.1	33	▲ 2.9	3,549	148.0
計	358	▲ 1.9	16,113	9.0	4,173	▲ 1.7	166,206	17.7

### III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	54	▲ 21.7	2,966	▲ 38.4	772	▲ 8.1	44,448	11.7
日 南	24	▲ 4.0	1,374	153.2	297	▲ 4.2	10,364	26.1
串 間	9	▲ 40.0	274	▲ 35.0	163	9.4	5,365	70.2
都 城	41	5.1	1,435	29.5	518	▲ 15.2	23,478	4.2
小 林	27	0.0	716	▲ 11.0	425	13.0	10,154	10.8
高 岡	12	33.3	285	16.8	152	0.0	3,879	▲ 2.1
西 都	40	37.9	2,221	40.4	259	▲ 14.0	12,278	55.0
高 鍋	13	▲ 45.8	1,111	13.5	216	▲ 1.8	12,980	75.1
日 向	60	22.4	2,151	43.2	597	7.2	16,236	7.9
延 岡	40	▲ 7.0	2,122	43.4	380	2.2	16,278	22.3
西臼杵	38	5.6	1,454	12.1	394	9.7	10,741	0.0
計	358	▲ 1.9	16,113	9.0	4,173	▲ 1.7	166,206	17.7

< 月別請負金額 >



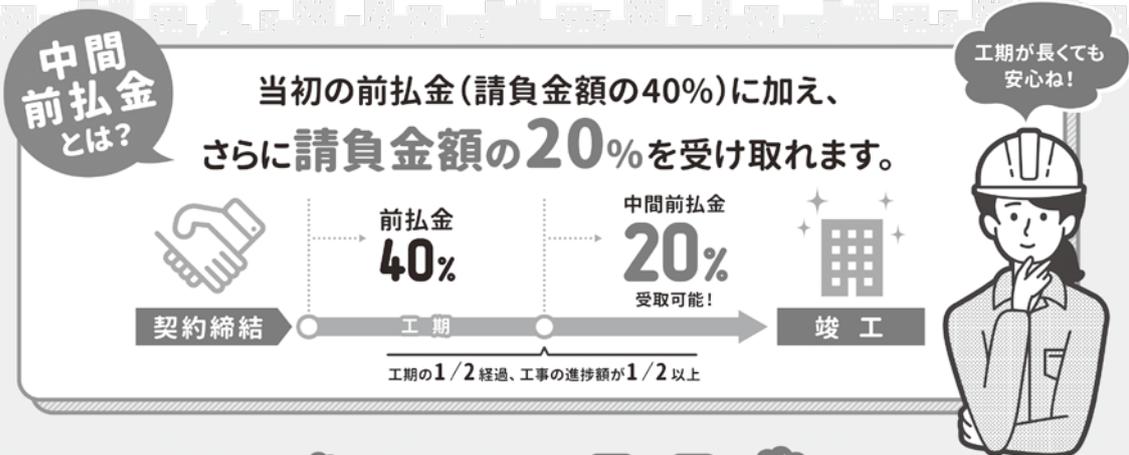
## 2. 中間前払金制度のご案内

🔦 工事後半の資金繰りをサポート! 🔦

# 中間前払金のご案内

当初の前払金 **40%** + 中間前払金 **20%**

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!



### よくある質問 Q & A

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>Q</b> どのような場合に請求できるの?</p> <p><b>A</b> 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。</p>  | <p><b>Q</b> 出来高検査はあるの?</p> <p><b>A</b> 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。</p>  |
| <p><b>Q</b> 手続きは面倒じゃないの?</p> <p><b>A</b> 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書</li> <li>●発注者が発行する認定調書(写)</li> </ul> | <p><b>Q</b> 保証料はどれくらいかかるの?</p> <p><b>A</b> 保証料率は一律<b>0.065%</b>と非常にローコストです。</p> <p>▶ 例 請負金額5,000万円の工事の場合</p> <p>中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 <b>6,500円</b></p> |

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001 宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX 0120-553-835

西日本建設業保証

検索



https://www.wjcs.net/

# 建設業情報管理センターからのお知らせ

## 経営状況分析は、信頼と実績の CIIC建設業情報管理センターにお任せください

**豊富な  
実績**

永年の処理実績に裏付けされ、  
建設企業様から高い評価を頂戴しています。  
適正、的確な処理により、安心してお任せ  
いただけます。



**迅速な  
処理**

迅速な処理を心がけ、申請いただいてから、  
3営業日以内に結果通知書を発送しています。

※昨年度実績平均2.9日。(申請内容、お問い合わせの内容により、お時間をいただく場合もあります)

どなた様にも親切丁寧な対応を心がけています  
ぜひ、CIICの経営状況分析をご利用ください

### 「なんでも経審Plus」をリリースしました。

経営事項審査、建設業許可の変更届作成など、  
行政庁に提出する申請書でお困りはありませんか？

申請書類が簡単に作成できるソフト

「なんでも経審Plus」をお試ください。

このソフトはCIICホームページに公開しており、  
どなたでも無料(年会費、使用料など一切不要)で  
ご利用いただけます。

ダウンロードしてお気軽にご利用ください。

操作がかんたん

ユーザー  
登録不要

完全無料

「なんでも経審Plus」 サポート専用ダイヤル 03-5565-6236

経営状況分析は“信頼と実績の” 登録経営状況分析機関 登録番号1

**CIIC** 一般財団法人 **建設業情報管理センター** 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館6階) TEL 092-483-2841

【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

当財団は、情報セキュリティ  
マネジメントシステム(ISMS)  
に関するISO規格(27001)  
の認証を取得しています。



# 建設業福祉共済団からのお知らせ

## ＜法定外労災補償制度＞

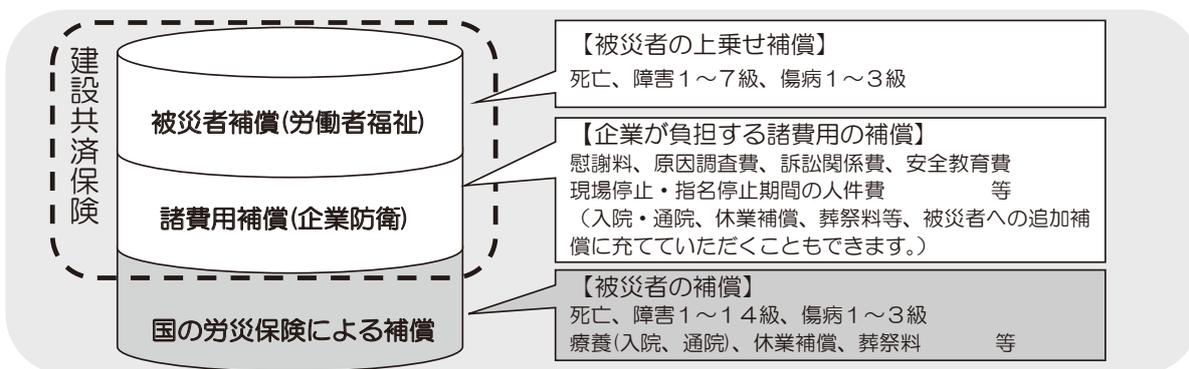
### 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

#### ◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



#### 1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

#### 2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

#### 3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

#### 【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

#### 【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

#### 【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

#### 【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、  
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害7級まで)

# 建設共済保険

法定外労災  
補償制度

働く人の  
想いに応える、  
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

## 育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

## 労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

## 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階  
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会  
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19  
Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために <http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索